

消防予第 283 号
令和 8 年 6 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長
非常備町村消防防災主管部局長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

学校における防火安全対策の徹底について

令和 8 年 6 月 19 日に東京都北区の小学校において、多数の負傷者を伴う火災が発生しました。本火災の出火原因等は東京消防庁において現在調査中ですが、貴職におかれましては、教育関係部局等と連携し、下記により学校における防火安全対策の徹底を図られますようお願いいたします。

なお、本通知は、文部科学省及び国土交通省とあらかじめ協議済みであり、文部科学省及び国土交通省からも別添 1 及び別添 2 のとおり通知が発出されています。また、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 防火安全上の重点事項について

管内の学校について、以下の点等を重点として防火安全対策の徹底を図ること。

(1) 出火防止の徹底

- 火気使用設備・器具の適切な取扱い
- 熱源や電気器具・配線の周囲における可燃物管理及び清掃 等

(2) 火災発生時の避難安全の確保

ア 自動火災報知設備の作動時における初動対応

- 火点の確認
- 放送設備等による在館者への情報共有や避難準備の呼びかけ 等

イ 火災発生を確認した場合の速やかな避難

- 火災の状況に応じた迅速・的確な避難誘導
- 様々な出火場所を想定した避難経路
- 防火戸等の作動性の確認及び閉鎖時の対応方法 等

ウ 救助袋など避難器具の円滑な使用

○ 避難器具の点検の実施及び取扱方法の習熟

○ 避難器具の使用に必要な体制の確保 等

(3) 初期消火の適切な実施等

○ 消火器、屋内消火栓設備等の点検の実施及び取扱方法の習熟

○ 退避する際の出火室の扉の閉鎖 等

2 学校関係者に対する指導、助言等について

(1) 学校における自衛消防訓練や立入検査等の機会を捉え、前記 1 に掲げる点等を主眼として、学校関係者に対して適宜指導、助言等を行うこと。

(2) 学校から受理した防火管理に係る届出や消防用設備等点検結果報告の内容を再確認し、不備事項があれば速やかに是正を図ること。

【問合せ先】

消防庁予防課設備係

明田、加藤、山崎

企画調整係

関、渡邊、中西

電話：03-5253-7523

Email：yobo@soumu.go.jp